



しばいぬ

年金講座

基礎 1 国民年金・厚生年金の加入者

2026年 8 月作成

公的年金は“国民年金”と“厚生年金”

・年金制度⇒3つに分類

1	公的年金	国民年金・厚生年金 ◆ 国が加入する人を決めている年金
2	企業年金	企業型確定拠出年金・確定給付企業年金 など ◆ 勤めている会社が加入する人を決めている年金
3	個人年金 など	個人型確定拠出年金(iDeCo)・国民年金基金・個人年金保険 など ◆ 個人で加入する年金

国民年金の加入者

■国民年金は、**すべての人が、20歳から60歳になるまで40年加入**します。

■仕事の種類により **第1号～第3号に区分**され 保険料の納付などが異なります

第2号	厚生年金に加入している サラリーマン 例えば → 会社員・公務員 など 保険料・・・給料天引
第3号	サラリーマン(第2号)に扶養 されている配偶者 例えば → 専業主婦・専業主夫、扶養の範囲内で働いている人 など 保険料・・・支払不要
第1号	第2号、第3号以外 の人 例えば → 自営業 (個人事業主、フリーランス)、 学生、無職、アルバイト、短時間勤務 や社会保険適用外の 個人の会社 に勤めるサラリーマンなど 保険料・・・自分で納付

国民年金⇒60歳まで加入し続けます

■国民年金は、60歳になるまで「号」は変わりますが加入し続けます。

20歳・・・20歳になった時は**大学生**でした《国民年金**第1号**》



22歳・・・大学を卒業して就職、**サラリーマン**に《国民年金**第2号**》



28歳・・・結婚してしばらくは**専業主婦**に《国民年金**第3号**》



38歳・・・仕事を見つけて再就職、**パート**でお勤め《国民年金**第2号**》



47歳・・・会社をやめてカフェをオープン、**自営業**《国民年金**第1号**》

厚生年金の加入者

- ・ **サラリーマン**（会社員・公務員 など）は、**厚生年金に加入**します。
（70歳になるまで）

【例外】 ・ **1週間の勤務時間が20時間未満**の方（小さな会社は約30時間未満）

- ・ 個人が経営している会社で**社会保険対象外の会社**に勤めている方

- ・ サラリーマンは**厚生年金と国民年金(第2号)の両方に加入**しています
年金をもらう時も**厚生年金・国民年金の両方からもらえます**

厚生年金
国民年金(第2号)
サラリーマン

国民年金(第3号)
専業主婦など

国民年金(第1号)
自営業など